

笠岡市議会政務活動費返還請求裁判に関する経過報告

本紙令和3年5月号および令和5年2月号で掲載しました「笠岡市議会政務活動費の返還を求める裁判」について、6月15日付けで広島高等裁判所岡山支部の判決が下されましたので、その内容をお知らせします。

裁判に至った経緯とこれまでの経過

この裁判は、平成27年度から平成30年度までに笠岡市議会4会派に交付された政務活動費に、事務所費やガソリン代など、笠岡市議会が定めた「笠岡市政務活動費運用指針」に照らして、一部不適正な支出が充当されていたため、岡山地方裁判所に対して、令和3年3月に返還の履行を請求する旨の訴えを提起したものです。

その裁判の判決が令和4年11月に下され、全面的に笠岡市の訴えを認めるというものでした。2会派「親潮」「新笠栄会」から不服申立てはなく判決が確定しましたが、残りの2会派「旧笠栄会（代表：妹尾博之議員）」「新政みらい（代表：天野喜一郎議員）」から控訴の申立てがあり、広島高等裁判所岡山支部で審理されていました。

岡山地方裁判所の判決

▶笠岡市議会4会派は笠岡市対し、返還請求の全額（総額 259 万 6,418 円）およびこれに対する令和2年12月1日（返還期限の翌日）から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払うこと。

▶訴訟費用は、被告らの負担とする。

広島高等裁判所岡山支部の判決

6月15日に判決が下され、広島高等裁判所岡山支部も、岡山地方裁判所の判決を支持するというものでした。判決後2週間の上告期限を経て、この判決が確定するか、最高裁判所へ上告となるかが決まります。

この裁判の結果が、今後の政務活動費の使途の指針となることを期待しています。

広島高等裁判所岡山支部の判決

▶本件控訴をいずれも棄却する。 ▶控訴費用は控訴人らの負担とする。

政務活動費とは

地方自治法第100条第14項、第15項および第16項並びに笠岡市議会政務活動費の交付に関する条例などの規定に基づき、笠岡市議会議員が行うさまざまな調査研究活動に必要な経費として、笠岡市議会における会派に対し、所属議員1人当たり月額45,000円が支給されています。各会派から提出された収支報告書は笠岡市議会ホームページに掲載されています。



※本記事の情報は6月22日現在の状況を記載しています

問合せ 総務課 ☎69-2121

認知症ひとり歩き SOS ネットワーク事業に事前登録をしませんか？

近年、認知症の人が行方不明になる事案が発生しています。笠岡市認知症ひとり歩き SOS ネットワークに事前登録して、地域全体で行方不明者の早期発見・早期保護ができる体制を作りましょう。

登録に関する詳細
は市ホームページ
をご確認ください



笠岡市での取り組み

市では、地域の皆さんを対象にした「認知症サポーター」の養成や、当事者やご家族の交流の場としての「認知症カフェ」、市民ボランティア・金融機関・コンビニ・宅配会社等に地域を見守っていただく「地域見守り活動に関する協定」などのさまざまな取り組みをすすめています。

市民の皆さんへ

認知症の疑いのある人を見かけたら、勇気を出して声をかけてみてください。

ご家族の皆さんへ

民生委員や認知症サポーターなどの地域ボランティアの皆さんに、1人歩きが心配なことを相談したり、デイサービスの利用などで、認知症の人が自分の居場所を見つけることも危険を減らすために有効です。また、認知症の人の行方不明は、いつ発生するか分からないことを意識しておく必要があります。何より大切なことは、すぐに捜索を始めることです。行方不明を恥ずかしいことと感じて、自分たちだけで探そうとはせずに、ためらわずにできるだけ多くの人に協力を求めてください。

問合せ 長寿支援課 ☎69-2313